

資料 2-2

新・森づくり構想事務局案（現・森づくり構想 P18～19 修正版）

3. 木材資源の循環利用のための長期の指針

① 木材資源の動向

市町村合併をした豊田市は約 61,000ha の森林を抱え、スギ・ヒノキの人工林の蓄積量は約 900 万 m^3 に上ります。戦後植林した人工林は平均林齢が 50~60 年生となり、蓄積量の増加や立木の大径化などが進んでいます。私たちの先人が熱心に植えてきたスギ・ヒノキの人工林等については、人工林維持ゾーンを中心に木材の有効利用を図ることが重要です。また外部環境としては、製材用材の大量供給や、木質バイオマス発電向けの低質材市場の拡大など、日本国内の原木流通や木材産業の構造も大きく変化しています。

一方、地域材の生産・流通・利用を促進できたとしても、現在の林業採算性では皆伐後に再造林する費用まではなかなか賄えません。シカの食害の深刻化など新たな対策も必要です。このため、新規に造林される面積が減少し、将来の森林資源が十分に育たないことも懸念されます。

森林資源の活用は、単に資源の有効活用、循環利用にとどまらず、木材の価値をお金に変え、所有者に還元することで、間伐の促進や自ら所有する森と向き合う契機となり、その結果として、森林の整備につながります。さらに再造林や天然下種更新による森林の再生は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止対策にも貢献します。

② 循環利用のための長期の指針

木材を再生産可能な資源として循環的に利用するために、次の指針で人工林を活用します。

ア. 採算が見込めない人工林については積極的に切置き間伐等を行い、養分として森林に還元するとともに、次の利用間伐を行いやすくします。

イ. 人工林維持ゾーンを中心として、ある程度間伐され採算が見込める人工林については、作業道等の林業用路網整備とともに定性間伐・列状間伐・帯状択伐・小規模皆伐等を行い、木材をできるだけ無駄なく搬出します。

ウ. 木材の搬出・利用をより進めていくためには、既存の作業システムについて更なる改善が必要です。現在の作業システムに関する生産性の検証を踏まえ、地形に応じた効率的な作業システムの設定や、それと連動した林業用路網を整備します。

エ. 公益的機能の維持・回復を基本としているため、急傾斜地等への路網設置を控えるなど山地災害防止に配慮し、また間伐時の下層植生の刈払いを安全作業の範囲内で極力控えるなど、保全型の作業に努めます。

オ. 搬出した原木については、市内の製材工場の相互補完を通じて、地域の木材事業者等へ安定的に木材を供給する仕組みを作ります。

カ. (案1)木材資源の保続の観点から、一時的な木材価格の上昇等による乱伐を抑えるため、市内の年間伐採上限量を設定します。

また、皆伐地の再造林については、現在の厳しい林業採算性を踏まえ、獣害対策を含めた再造林コストの低減手法について研究します。

(案2)エの「維持・回復を基本としているため」の後に下記を追加。

「一か所あたりの皆伐上限面積を設定することや、」

キ. 「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（平成 24 年度策定）」（以下「基

本方針」)に基づき、市内の公共建築物(小学校等)において地域材を更に活用します。
ク. 主に市民(消費者)を対象とした木育などの木材利用に関する普及啓発に取り組みます。

4. 森林の把握

各種の林業施業を効果的に実施するためには、関係行政機関・森林所有者・森林組合等と連携をとりながら、森林の現状の調査や各種の森林被害の調査の実施が必要です。

このため、平成17年度から豊田森林組合が実施している森のカルテ(森林現況診断表)による人工林の現地調査、森林GISと森林計画図を連動させた森林情報の集積を進めます。こうして得られた情報をもとに森林整備が進むよう、森林所有者への働きかけを推進します。さらに、森林地域における地籍調査の早期実施についても、関係機関と協議していきます。

また、森林病害虫獣による被害や森林災害が発生した際には、現地調査を実施するとともに、県への治山事業の要請等状況に応じた対応策を進めます。

5. 地域材の利用拡大

地域で生産された木材の活用を促進することにより、木材資源の循環利用と人工林の適切な管理の促進を行います。

① 加工・流通体制の構築

地域材の加工・流通の中核を担う製材工場(以下「中核製材工場」)が豊田市御船町に整備されることを契機に、人工林維持ゾーンにおける素材生産を増大させるとともに、地域の木材事業者等への安定的な木材供給が図られる体制を構築するため、川上(山元)から川中(製材等)、川下(消費者)に至る関係事業者の連携した取組の推進を図ります。



<原木集荷の様子(豊田原木流通センター)>

② 利用拡大の推進

地域材利用を広く浸透させるには、市民のライフスタイルや公共空間の中に、木材を取り入れる提案を積極的に進める必要があります。

伝統建築の家づくりや一点物の家具類等と、中核製材工場を始めとした規格品の木材製品を地域ブランドとして磨きをかけながら、木材関係者等の多くが参画し、地域一丸となった取組に対して積極的な支援をしていきます。

③ 市民理解の促進

木材の持つ安らぎや温かみ等の快適性や、豊田市の森づくりにおける地域材利用の意義について、木育活動など様々な機会を捉えて普及啓発活動を行い、市民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

④ 公共建築物等での木材利用の推進

基本方針に基づき、市が建設する低層の建築物は原則木造とし、木造以外の建築物についても内装等の木質化を積極的に進めるとともに、公共土木工事、家具・備品の整備等においても、地域材の利用を進めます。

さらに、国、県、矢作川流域を始めとした県内市町村、民間事業者等に対しても、関連施設等の木造・木質化を積極的に働きかけていきます。



<木造公共施設（寺部小学校・寺部こども園）>

6. 林業用路網の整備

森林の整備や木材資源の搬出には、林業用路網の整備が不可欠です。特に高性能林業機械等を活用した効率的な木材の搬出を推進するためには、路網の整備が前提となります。施業の団地化とともに林道・林業専用道・作業道・搬出路の 4 種類の林業用道路を適切に組み合わせ、急傾斜地への路網設置等を控えるなど山地災害防止に配慮し整備していきます。

林道	人工林維持ゾーンを中心に、施業の基幹道路として県と連携しながら整備を進める。
林業専用道	団地化した人工林維持ゾーンを中心に、トラック（10tクラス）による木材搬出を支える道路として整備する。恒久的な維持管理を行う。
作業道	団地化した人工林維持ゾーンを中心に、小型トラックや高性能林業機械による木材搬出を支える道路として整備する。また継続的な人工林管理や将来の木材搬出に備え、定期的な維持管理を行う。
搬出路	木材搬出のために、高性能林業機械を活用する地域を中心に、クローラ式機械の走行を前提とした構造で、比較的高い密度で整備する。